〃	第159回	1,041,340,000円	1,035,531,558円
〃	第160回	838,300,000円	833,390,308円
〃	第161回	1,172,080,000円	1,165,355,567円
〃	第162回	1,151,470,000円	1,144,450,863円
〃	第163回	1,639,140,000円	1,629,694,435円
〃	第164回	989,320,000円	984,511,234円
〃	第165回	1,087,400,000円	1,081,334,642円
〃	第166回	1,160,600,000円	1,153,802,677円
〃	第167回	1,440,030,000円	1,431,768,221円
〃	第168回	671,730,000円	667,635,297円
〃	第169回	1,809,280,000円	1,799,005,677円
〃	第170回	1,217,010,000円	1,211,124,868円
〃	第171回	2,114,590,000円	2,102,827,023円
〃	第172回	2,015,230,000円	2,003,427,266円
〃	第173回	1,248,610,000円	1,241,479,803円
〃	第174回	1,452,090,000円	1,443,238,343円
〃	第175回	2,598,930,000円	2,583,397,963円
〃	第177回	97,200,000円	96,578,392円
〃	第178回	5,000,000円	4,971,548円
〃	第182回	1,000,000円	996,548円
〃	第183回	3,000,000円	2,988,494円
〃	第185回	10,000,000円	9,979,006円
〃	第187回	125,250,000円	125,238,882円
合　計		102,895,810,000円	102,431,396,107円

○国土交通省告示第一号

利尻空港の施設について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十条及び第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年一月五日　　国土交通大臣　金子　恭之

一　設置者の氏名及び住所　北海道　北海道札幌市中央区北三条西六丁目

二　空港の名称及び位置　利尻空港　北海道利尻郡利尻富士町

三　変更した事項（変更前の事項については、平成八年運輸省告示第二百五十七号を参照。）

イ　空港の範囲　別図のうち、一点鎖線で囲まれた部分

ロ　空港の総面積　六十七万二百二十七平方メートル

（注）空港の範囲を示す詳細図を北海道庁において縦覧に供する。

別図　利尻空港

